

令和5年度国立大学法人神戸大学附属中等教育学校封筒への広告掲載の募集について

国立大学法人神戸大学附属中等教育学校（以下「本校」という。）では、教育施設の整備（図書室の整備や Learners' Agora 計画（寛ぎと学びの調和空間の整備）など）のため、本校が使用する共通封筒の裏面を有効活用し、有料広告を掲載していただく民間企業等（以下「広告主」という。）を募集します。

1. 広告の掲載期間

令和5年8月1日～令和6年7月31日の期間（予定）

2. 広告の媒体

本校がその所掌する各種業務に使用するために調達する封筒（以下「学校封筒」という。）に広告を掲載します。

【注】学校封筒の使用については、その在庫状況等により、次のようなケースが発生しますので、予めご了承願います。

- ①上記1の期間において、当該期間以前に調達した旧版の学校封筒（広告掲載なし）が使用される。
- ②上記1の期間に調達した学校封筒が、当該期間以降にも使用される。

3. 学校封筒の予定仕様等

封筒の種類	長形3号(定形)	角形2号(A4判)
用紙	クラフト 85g/㎡	クラフト 100g/㎡
広告掲載箇所	裏面下部(幅 6cm 以内×横 8cm 以内)	裏面下部(幅 8cm 以内×横以内 10cm 以内)
封筒刷り色	カラー色刷	カラー色刷
印刷枚数	1,500 枚	1,500 枚
その他	枠外に次の旨を表記します。 ・「広告内容に関するお問合せは、直接広告主にお問い合わせください。」 ・「本校では、教育施設の整備（図書室の整備や <u>Learners' Agora 計画</u> （寛ぎと学びの調和空間の整備）など）のため、封筒の裏面を有効活用し、企業等の広告を掲載しています。」	

4. 学校封筒の主な使用先

全国の大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・中学校、各省庁・機構、地方公共団体、本校教職員・生徒・卒業生、など

5. 募集する広告主・枠数

広告主は、長形3号1枠、角形2号2枠とします。ただし、両方に申込みすることもできます。

〔広告イメージは、別添参考イメージ1及び参考イメージ2のとおり。〕

6. 広告主の要件並びに広告の範囲及び掲載基準

本校は国立大学法人神戸大学附属の教育機関であることを鑑みて、通信教育や塾等の教育業界の民間企業等（個人事業主も含む）及び教育機関については、募集する広告主の対象外とします。

その他については、別紙「国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い」に準じて取扱います。

7. 応募における提出書類

①応募を希望する民間企業等は、広告掲載申請書（「国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い」別紙様式1）を提出してください。

②応募に要する費用は、応募者の負担とします。

8. 広告掲載料（応募金額）

①広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号とも1枠10万円以上（消費税及び地方消費税を含む）とします。

②決定された広告主は、指定する期日までに電子データ及び紙出力した広告原稿を提出しなければなりません。なお、電子データはDTPソフトで作成されたものが望ましいです。

③決定された広告主は、広告掲載料を国立大学法人神戸大学が発行する請求書により指定する期日までに納入しなければなりません。

④納入された広告掲載料は、返還しません。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告掲載を中止したときは、その一部又は全部を返還する場合があります。

9. 広告掲載の申込期日及び申込方法

令和5年4月28日（金）午後5時必着

附属学校部総務・中等教育学校グループへ持参又は郵送により提出してください。

10. 広告主の決定

①本校は、応募のあった民間企業等について、「国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い」第8条の規定に基づき広告主を決定します。

なお、選考において適当な者がいないときは、広告主を決定しないこともあります。

②選考の結果については、決定通知書（「国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い」別紙様式2）により速やかに応募のあった広告主に通知します。

11. 広告主の責務等

①広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとします。

②広告主が「国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い」の基準に違反することが判明した場合、本校は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主が負担するものとしします。

1 2. 確認書の提出

決定された広告主は、所定の期日までに確認書（「国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い」別紙様式 3）を本校に提出するものとしします。

【広告イメージ・各種様式・取扱】

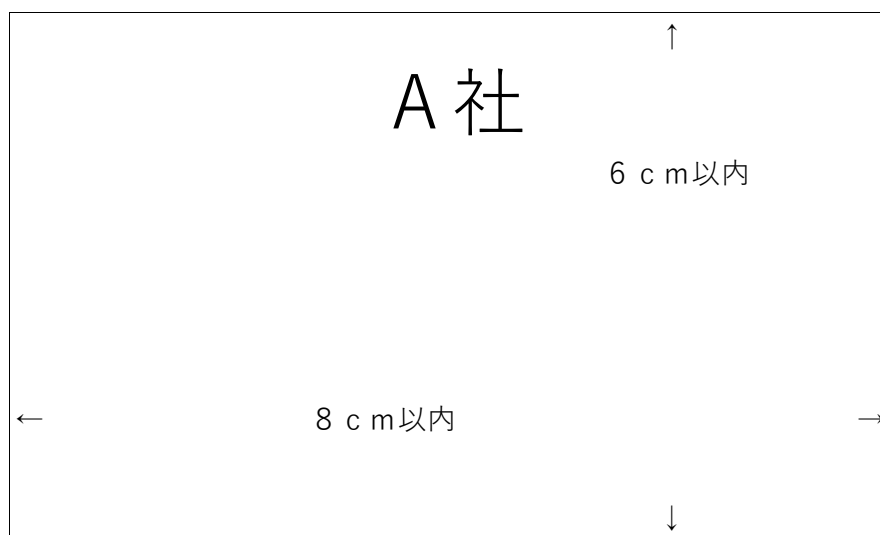
- ・ 参考イメージ 1（長形 3 号（定形））
- ・ 参考イメージ 2（角形 2 号（A4 判））
- ・ 国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い

●お問合せ先

- ・ 部署名：附属学校部総務・中等教育学校グループ
- ・ 担当者：松田（マツダ）
- ・ 電話：078-851-4073
- ・ FAX：078-851-9354
- ・ E メール：sch-s-jimu@office.kobe-u.ac.jp

※広告はイメージです。

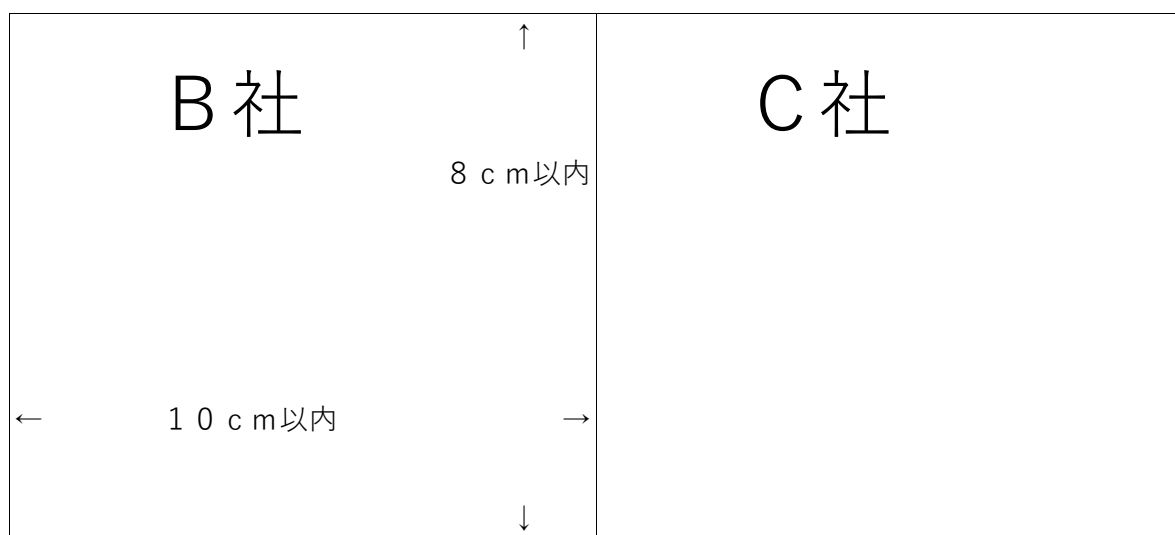
- - - - - 企業広告欄 - - - - -



広告内容に関するお問合せは、直接広告主にお問い合わせください。
本校では、教育施設の整備（図書室の整備やLearners' Agora計画（寛ぎと学びの調和空間の整備）など）のため、封筒の裏面を有効活用し、企業等の広告を掲載しています。

※広告はイメージです。

- - - - - 企業広告欄 - - - - -



広告内容に関するお問合せは、直接広告主にお問い合わせください。

本校では、教育施設の整備（図書室の整備やLearners' Agora計画（寛ぎと学びの調和空間の整備）など）のため、封筒の裏面を有効活用し、企業等の広告を掲載しています。

国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）が所有する動産又は不動産にコスト削減プロジェクトの一環として、企業広告を掲載することにより自己収入の確保及び作製経費の縮減を図るために、その取扱いに関し必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間企業等 民間企業、国、地方公共団体その他団体等をいう。
- (2) 広告掲載 本学が所有する動産又は不動産に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主 第 8 条の規定により広告掲載の決定を受けた民間企業等をいう。
- (4) 部局長 国立大学法人神戸大学会計規則第 2 条第 2 項に規定する予算責任者（事務局にあっては財務部長）をいう。

(広告の範囲及び掲載基準)

第 3 条 広告掲載は、本学の業務に支障を及ぼすことなく、かつ、当該広告掲載媒体の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとする。

2 掲載できる広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがある次に掲げるもの
 - イ 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - ロ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ハ その他粗悪品等の広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがある次に掲げるもの
 - イ 暴力、賭博、覚せい剤等の規制薬物の濫用及び売春等の行為を推奨、肯定又は美化したもの
 - ロ 醜悪、残虐又は猟奇的であるもの等の公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ハ 性に関する表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
 - ニ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - ホ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがある次に掲げるもの
 - イ 他の者を誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
 - ロ 人種、差別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現を含む基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ハ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
 - ニ プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のある次に掲げるもの
 - イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）
 - ロ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
- (5) 宗教性のあるもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- (6) 社会問題に関する特定の主義又は主張に当たる次に掲げるもの
 - イ 個人又は団体の意見広告
 - ロ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確である次に掲げるもの
 - イ 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ロ 通信販売に関し、連絡先、商品名、内容、価格、送料、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ハ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
 - ニ 外国に本校又は本部がある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22 年法律第 26 号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨を表示されていないもの
- (8) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがある次に掲げるもの
 - イ 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せず、に、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現のもの

- ロ 射幸心をあおる表示又は表現のもの
- ハ 誇大な表現を含むもの
- ニ 社会的に認められていない許認可、保障、賞、資格等を使用して権威付けしようとするもの
- ホ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認される表現のもの
- ヘ 他人名義の広告
- ト その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現のもの（編集記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(9) 次に掲げる比較広告

- イ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- ロ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

(10) その他掲載する広告として適当でないと認められる次に掲げるもの

- イ 本学が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨又は保証しているかのような表現のもの
- ロ 品位を損なう表現のもの
- ハ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- ニ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
- ホ 投機を著しくあおる表現のもの
- ヘ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- ト 占い、運勢判断等に関するもの
- チ 通貨及び郵便切手の複写の使用
- リ 謝罪、釈明等に関するもの
- ヌ 尋ね人、養子縁組等に関するもの
- ル 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- ヲ 懸賞広告及びクーポン付き広告
- ワ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者に困惑又は不安を与えるおそれのあるもの
- カ デザイン及び色彩が著しく不適切で、広報媒体との調和を損なうと認められるもの
- ヨ 社会的に不適切なもの
- タ その他本学が掲載する広告として適当でないと判断したもの

（掲載に係る業種又は事業者）

第 4 条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団員等であると認めるに足る相当の理由のあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58 年法律第 32 号）第 2 条に該当するもの
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続中のもの、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中のもの、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中のもの又は会社法（平成17 年法律第 86 号）による特別清算中のもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (7) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (8) 本学における物品供給契約等に係る取引停止等の取扱要項第 3 に基づく取引停止を受けているもの
- (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (10) その他広告掲載に係る業種又は事業者として適当でないと認められる次に掲げるもの
- イ 調査会社、興信所、探偵事務所等に関するもの
- ロ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- ハ 人事募集又は解雇広告に関するもの
- ニ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
- ホ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
- ヘ 医療行為に類似したサービス又は医療器具に類似した商品に関するもの
- ト 消費者金融に関するもの
- チ たばこに関するもの
- リ ギャンブルに関するもの
- ヌ 法令等による規制の対象とはなっていないが、社会的に問題となっているもの

(広告の掲載位置、規格及び掲載料)

第 5 条 広告の掲載位置、規格及び掲載料については、部局長が定める。

(広告掲載の募集方法)

第 6 条 広告掲載の募集をしようとするときは、次の各号に掲げる条件を明示して、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

- (1) 封筒の仕様及び内容（使用時期、使用様式、使用部数、使用元等）
- (2) 募集する公告の掲載位置、規格、枠数及び掲載料
- (3) 広告掲載の基準
- (4) 申込み期間及び方法
- (5) その他必要と認める事項

2 前項に規定する募集は、原則として、本学が管理するホームページにより募集するものとする。

(広告掲載の申請)

第 7 条 広告掲載希望者は、部局長が指定する期日までに広告掲載申請書（別紙様式 1）を各部局担当部署へ提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第 8 条 部局長は、前条による申請があった場合、財務部経理調達課を通じて契約担当役に審査の申請をするものとする。

2 契約担当役は、前項の申請に基づき、当該広告掲載について、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき審査の上、本学に有利な掲載料の提示をした順に決定し、その結果を部局長に報告するものとする。

3 部局長は、前項の結果に基づき、当該広告決定の可否を決定通知書（別紙様式 2）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

4 第 2 項の決定に際し、2 者以上の広告掲載料が同額であった場合は、くじにより決定する。

5 前項の場合において、契約担当役は、申請のあった広告掲載希望者のうちにくじを引かない者があるときは、これに代わって第 2 項の審査に係る事務に関係のない本学職員にくじを引かせることができる。

(広告掲載内容の確認)

第 9 条 広告主は、部局等が指定する期日までに確認書（別紙様式 3）を各部局担当部署へ提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 広告主は、部局長が指定する期日までに広告原稿を各部局担当部署へ提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第 11 条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、本学が発行する請求書により指定する期日までに納入するものとする。

2 既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告掲載を中止したときは、その一部又は全部を返還することができる。

3 前項ただし書の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定により指定する期日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 第 11 条第 1 項の規定により指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき
- (3) 第 3 条又は第 4 条の規定に反すると判断したとき
- (4) その他広告を掲載することが不適当と部局長が認めたとき

2 部局長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告掲載により、第三者から当該広告に係る苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償請求)

第 14 条 広告主の反社会的行為等に関する事情により、本学が損害を被った場合は、広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第 15 条 この取扱いに定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と広告主の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 この取扱いに定める広告掲載に関する訴訟は、神戸地方裁判所を管轄裁判所とする。

(雑則)

第 17 条 この取扱いに定めのない事項は、必要に応じて広告主と本学で協議して定める。

附 則

1 この取扱いは、令和 元 年 11 月 1 日より施行する。

2 国立大学法人神戸大学封筒広告掲載の取扱い(平成26年1月6日施行)は、廃止する。

附 則

この取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

国立大学法人神戸大学 (部局長) 殿

申請者 住 所 (所在地)
〒

氏 名 (団体の場合は, 名称及び代表者名)

印

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い第 7 条の規定に基づき, 下記のとおり広告掲載を申請します。

この申請に当たり, 国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱いを遵守し, 貴学の決定に従うことを了承いたします。

なお, 広告掲載内容については, 第三者の権利又は利益を侵害していないことを保証いたします。

記

広告掲載物の名称	
広告掲載希望規格及び枠数	
広告掲載料	円
広告掲載の内容 (広告の仮原稿等掲載イメージのわかるものを添付)	
業種 (ホームページのURL)	URL :
連絡先	担当者名 : 電話番号 : F A X : E - m a i l :
備考	

※ 会社概要等を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

(広 告 主) 様

国立大学法人神戸大学
(部局長) 印

決 定 通 知 書

この度は、広告掲載に応募していただき、ありがとうございます。
令和 年 月 日付けで申請のありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知いたします。
今後ともよろしくお願いいたします。

【掲載を決定した広告主には、次の文書を加えること。】

なお、本決定通知書の日付けをもって契約の成立とし、以後、貴殿による撤回は認められませんので、ご了承ください。

については、確認書（別紙様式 3）をご返送下さい。

記

決定区分	☐ 掲載する ☐ 掲載しない
広告掲載物の名称	
規格及び掲載枠数	
広告の掲載箇所	
掲載料	円
確認書の提出期限	令和 年 月 日
広告原稿の提出期限	令和 年 月 日
掲載料の支払期限	本学が発行する請求書に記載された期限とする。

※広告には、広告を見た方の問い合わせのため電話番号を記載してください。

別紙様式 3（第 9 条関係）

令和 年 月 日

国立大学法人神戸大学（部局長） 殿

申請者 住 所（所在地）
〒

氏 名（団体の場合は，名称及び代表者名）

印

確 認 書

令和 年 月 日付け第 号による決定通知書に記載された内容のとおり，広告掲載することについて確認しました。

つきましては，所定の期日までに広告原稿を提出し，掲載料を支払います。

記載例

別紙様式 1（第 7 条関係）

令和〇〇年 〇 月〇〇日

国立大学法人神戸大学財務部長 殿

申請者 住 所（所在地）
〒 XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇
氏 名（団体の場合は，名称及び代表者名）
〇〇〇〇株式会社
〇 〇 〇 〇 印

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱い第 7 条の規定に基づき，下記のとおり広告掲載を申請します。

この申請に当たり，国立大学法人神戸大学広告掲載の取扱いを遵守し，貴学の決定に従うことを了承いたします。

なお，広告掲載内容については，第三者の権利又は利益を侵害していないことを保証いたします。

記

広告掲載物の名称	事務局封筒
広告掲載希望規格及び枠数	長形 3 号(定形) 1 枠， 角形 2 号 枠 長型 4 号 枠 ， 保 存 袋 枠
広告掲載料	1 0 0 ， 0 0 0 円
広告掲載の内容 (広告の仮原稿等掲載イメージのわかるものを添付)	〇〇〇〇のサービスの紹介
業種 (ホームページの URL)	小売業 (〇〇販売) URL : http://WWW.xxxxxxxx.com
連絡先	担当者名 : 〇 〇 〇 電話番号 : 078-XXX-XXXX F A X : 078-XXX-XXXX E - m a i l : xxxxxxxx@xxxxxx.co.jp
備考	

※ 会社概要等を添付すること。

記載例（掲載する場合）

別紙様式 2（第 8 条第 3 項関係）

神大契第 〇〇 号
令和〇〇年 〇 月〇〇日

株式会社〇〇〇〇 様

国立大学法人神戸大学
財務部長 〇 〇 〇 〇 印

決 定 通 知 書

この度は、広告掲載に応募していただき、ありがとうございます。
令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知いたします。
今後ともよろしくお願いいたします。
なお、本決定通知書の日付をもって契約の成立とし、以後、貴殿による撤回は認められませんので、ご了承願います。
ついては、確認書（別紙様式 3）をご返送下さい。

記

決定区分	☒ 掲載する ☐ 掲載しない
広告掲載物の名称	事務局封筒
規格及び掲載枠数	長形 3 号(定形) 1 枠
広告の掲載箇所	長 3 封筒 裏面下部(縦 6cm 以内×横 8cm 以内)
掲載料	1 0 0 , 0 0 0 円
確認書の提出期限	令和〇〇年 〇 月〇〇日
広告原稿の提出期限	令和〇〇年 〇 月〇〇日
掲載料の支払期限	本学が発行する請求書に記載された期限とする。

※広告には、広告を見た方の問い合わせのため電話番号を記載してください。

記載例 (掲載しない場合)

別紙様式 2 (第 8 条第 3 項関係)

神大契第 〇〇 号
令和〇〇年 〇 月〇〇日

株式会社〇〇〇〇 様

国立大学法人神戸大学
財務部長 〇 〇 〇 〇 印

決 定 通 知 書

この度は、広告掲載に応募していただき、ありがとうございます。
令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知いたします。
今後ともよろしくお願いいたします。

記

決定区分	☐ 掲載する ☒ 掲載しない
広告掲載物の名称	事務局封筒
規格及び掲載枠数	長形 3 号(定形) 1 枠
広告の掲載箇所	長 3 封筒 裏面下部(縦 6cm 以内×横 8cm 以内)
掲載料	1 0 0 , 0 0 0 円
確認書の提出期限	令和 年 月 日
広告原稿の提出期限	令和 年 月 日
掲載料の支払期限	

※広告には、広告を見た方の問い合わせのため電話番号を記載してください。

記載例

別紙様式 3（第 9 条関係）

令和〇〇年 〇 月〇〇日

国立大学法人神戸大学財務部長 殿

申請者 住 所（所在地）
〒 XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇

氏 名（団体の場合は，名称及び代表者名）
〇〇〇〇株式会社
〇 〇 〇 〇 印

確 認 書

令和〇〇年〇月〇日付け神大契第〇〇号による決定通知書に記載された内容のとおり，広告掲載することについて確認しました。
つきましては，所定の期日までに広告原稿を提出し，掲載料を支払います。